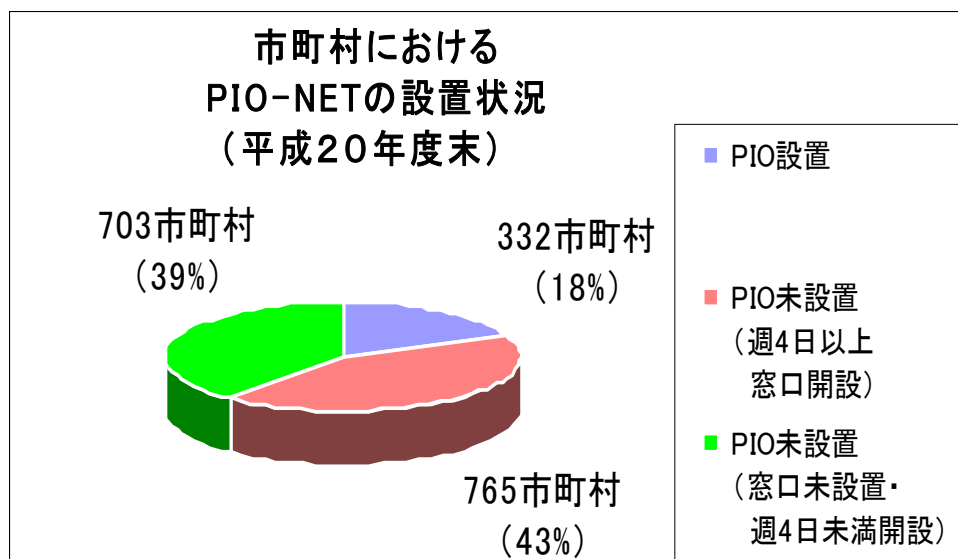


地方消費者行政の実態調査報告書（平成 22 年 1 月 消費者委員会事務局）
（10 ページから抜粋）



※ 47 都道府県の全市町村における PIO-NET の設置割合、および、PIO-NET 未設置の市町村のうち、相談窓口の開設日数が週 4 日以上市の町村と開設日数が週 4 日未満または開設していない市町村の割合を示したもの（平成 20 年度末）。

※ 全ての都道府県に PIO-NET が設置されている一方で、市町村においては PIO-NET を設置していないところが多く、また、「週 4 日以上相談窓口を開設」という、平成 20 年度補正予算における PIO-NET 追加配備設置基準（平成 20 年 11 月 28 日 内閣府国民生活局総務課国民生活情報室長決定）を満たしながら、なお、PIO-NET を設置しない市町村も見られる。

※ PIO-NET 追加配備設置基準を満たしながら、なお設置しない主な理由としては、データ入力や情報管理等の追加業務やこれに係る人件費の負担を懸念、相談件数が少ないため設置の必要性の認識が薄い、等が挙げられている。）